

全建労発第 18 号

平成 27 年 5 月 22 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

ストレスチェック制度に係る関係省令、告示及び指針の制定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近年、仕事や職業生活に強い不安、悩みまたはストレスを感じている労働者が 5 割を超え、強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される者も増加傾向にあります。

こうした中、厚生労働省の「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）においてストレスチェック制度が創設され、この度、ストレスチェック制度等に関し必要な関係省令の整備を行うため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 94 号）」が平成 27 年 4 月 15 日に公布され、このうちストレスチェック制度に係るものについては、平成 27 年 12 月 1 日から施行される旨、厚生労働省より別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ストレスチェック制度の趣旨をご理解いただき、貴協会会員に対し周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以 上